



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 9月20日金曜日 第1392号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則及び地方特例交付金の額の算定における市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則.....1021

## 告 示

- 愛媛県情報公開要綱の一部改正.....1021
- 大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....1022
- 土地改良区役員の退任の届出.....1022
- 市営土地改良事業の施行の同意.....1022
- 土地改良区の交換分合計画関係書類の縦覧.....1022
- 道路の区域変更（県道河中平井停車場線）.....1022
- 道路の供用開始（一般国道 317 号外）.....1022
- 道路の区域変更（県道肱川公園線）.....1023
- 道路の供用開始（ " ）.....1023
- 道路の区域変更（県道久良城辺線）.....1023
- 道路の供用開始（ " ）.....1023

## 公安委員会規則

司法警察員の指定に関する規則及び没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則.....1024

## 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....1024

## 雑 報

- 裁決手続開始の決定の公告（2件）.....1024
- 公示による通知.....1025

## 規 則

### ○愛媛県規則第60号

普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則及び地方特例交付金の額の算定における市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則及び地方特例交付金の額の算定における市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則

普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則（昭和45年愛媛県規則第56号）及び地方特例交付金の額の算定における市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則（平成11年愛媛県規則第41号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 愛 媛 県

愛媛県公営企業管理局

愛媛県教育委員会

愛媛県選挙管理委員会

愛媛県人事委員会

愛媛県監査委員

愛媛県地方労働委員会

愛媛県収用委員会

愛媛海区漁業調整委員会

愛媛県内水面漁場管理委員会

告示第1560号

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業管理者

職務代理者

愛媛県公営企業管理局長

永 野 英 詞

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県監査委員

小 川 一 雄

同

横 田 弘 之

同

井 上 和 久

同

吉 久 宏

愛媛県地方労働委員会

会長 白 石 喜 徳

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一  
 愛媛海区漁業調整委員会  
 会長 佐々木 護  
 愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 森 岡 惇 一  
 様式第1号中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同様式記入上の注意1中「4の欄又は5の欄」を「3の欄又は4の欄」に改める。

○愛媛県告示第1561号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
アイコーブ東予店	東予市周布341番地1	店舗敷地内の緑化など街並みづくりに配慮すること。

○愛媛県告示第1562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市朝倉村頓田川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 作 利	越智郡朝倉村大字朝倉上甲950番地5

行に平成14年 8月27日同意した。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1564号

宇和町土地改良区から認可申請があった永長地区の交換分合計画は、相当と認めるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
交換分合計画書
- 縦覧期間  
平成14年 9月24日から10月23日まで
- 縦覧場所  
宇和町役場

○愛媛県告示第1563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・稲荷客地区）の施

○愛媛県告示第1565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市小野町甲214番3地先から 同町甲214番5まで	旧	メートル 3.8～6.2	キロメートル 0.062	
			新	5.4～11.0	0.062	

○愛媛県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市高野町甲2番18から 同市上高野町甲95番2地先まで	平成14年9月20日
県道	河中平井停車場線	松山市小野町甲214番3地先から 同町甲214番5まで	〃

## ○愛媛県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字名荷谷25番2から 同大字23番2まで	旧	メートル 4.4～6.3	キロメートル 0.071	
			新	14.8～22.7	0.071	

## ○愛媛県告示第1568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字名荷谷25番2から 同大字23番2まで	平成14年9月20日

## ○愛媛県告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久良城辺線	南宇和郡城辺町久良3683番2から 同町久良3659番5地先まで	旧	メートル 4.4～10.0	キロメートル 0.234	
			新	11.0～40.0	0.234	

## ○愛媛県告示第1570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久良城辺線	南宇和郡城辺町久良3683番2から 同町久良3659番5地先まで	平成14年10月15日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第15号

司法警察員の指定に関する規則及び没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 9月20日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

司法警察員の指定に関する規則及び没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

(司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第1条 司法警察員の指定に関する規則(昭和29年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条第2項を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年 9月20日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1特別初診料の項の次に次のように加える。

長期入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣	1日	告示第88号第5号に規定する点数に100分の
-------	----------------------	----	------------------------

が定める医薬品等(平成14年3月厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。)第4号に規定する者以外の者が入院した場合	15を乗じ、1点の単価を10円として計算した額に100分の105を乗じて得た額(10円未満切捨て)
---	---

別表第1注に次のように加える。

4 この表において「長期入院料」とは、告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料をいう。

附 則

1 この管理規程は、平成14年9月28日から施行する。

2 改正後の愛媛県立病院料金規程(以下「改正後の管理規程」という。)別表第1長期入院料の項の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる期間においては、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成15年3月31日まで	改正後の管理規程別表第1長期入院料の項区分の欄	第4号に規定する者	第4号に規定する者及び平成14年3月31日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者
平成15年4月1日から同年9月30日まで	改正後の管理規程別表第1注4	180日	180日(平成14年3月31日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については、3年)
平成15年10月1日から平成16年3月31日まで	改正後の管理規程別表第1注4	180日	180日(平成14年3月31日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については、2年)

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成14年9月10日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年 9月20日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

伊予市

2 事業の種類

市道下三谷楠木線新設工事（愛媛県伊予市下三谷字向井地内から同県同市下三谷字薄井谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しよう とする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 <sup>(㎡)</sup>	実 測 <sup>(㎡)</sup>						
収 用	1266番1	田	田	875	875.99	9.26	千葉県我孫子市古戸230番地の26 岩村 千里				
	愛媛県伊予市下三谷字北稲村 1267番	田	田	1,096	1,096.19	568.24					
使 用	1266番1	田	田	875	875.99	4.55					
	1267番	田	田	1,096	1,096.19	19.63 4.44 4.06					

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年9月10日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年9月20日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

伊予市

2 事業の種類

市道下三谷楠木線新設工事（愛媛県伊予市下三谷字向井地内から同県同市下三谷字薄井谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しよう とする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 <sup>(㎡)</sup>	実 測 <sup>(㎡)</sup>						
収 用	1181番1	田	田	652	652.96	388.50	愛媛県伊予市下三谷1179番地3 坂本 三				
	愛媛県伊予市下三谷字北稲村 1182番	田	田	436	436.04	266.48					
使 用	1181番1	田	田	652	652.96	16.93					
	1182番	田	田	436	436.04	10.66					

○公示による通知

鹿児島県鹿児島市紫原一丁目20番78 - 62号 岡田 若美  
愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1688番6の土地登記簿名  
義人（ただし、土地登記簿上の住所 愛媛県喜多郡五十崎町  
大字古田甲1236番地） 岡田マツエ

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定  
に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、  
当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管し  
てあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（  
昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令  
第5条第5項の規定により、平成14年10月7日を経過した時

にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年9月20日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年8月26日付け14媛収第29号審理の開催について  
（審理開催の通知）

